

別表一の二(三)次葉 (※平成26年10月1日以後開始する連結事業年度から)  
「40」欄又は「42」欄に記載がある場合に、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の二(三)次葉 平二六・十・一以後開始連結事業年度等分

		連 結 事 業 年 度 等	・	・	法 人 名		
法 人 税 額 の 計 算							
課 税	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の12%相当額	43		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (40)	41	000	(41)の20%相当額	44		
	連 結 所 得 金 額 (40) + (41)	42	000	法 人 税 額 (43) + (44)	45		
地 方 法 人 税 額 の 計 算							
課 税	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>「40」欄</b></p> <p>特定の医療法人が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の8第1項第3号」</p> <p>② 「区分番号」欄:「10371」</p> <p>③ 「適用額」欄:当該別表一の二(三)次葉「40」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) 1 <b>適用額は、年800万円が上限となります。</b></p> <p>2 <b>別表一の二(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。</b></p> </div>						
	法 人 申 告 の 還 付	課税土地譲渡利益金額	49		方 の 法 申 確 定 地 方 法 人 税 額	56	
課 税	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>「42」欄</b></p> <p>特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の100第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄:「10382」</p> <p>③ 「適用額」欄:当該別表一の二(三)次葉「42」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) <b>別表一の二(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。</b></p> </div>						
	の 計 算	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (13 - (50)若しくは(13 + (50)) 又は((50) - (2))	52	00	算 地 方 法 人 税 額 (30 - (50)若しくは((30 + (50) + (50)) 又は(((50) - (37)) + ((50) - (37)の外書)))	59	00
の 計 算	この申告前の	連 結 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	53				
		翌期へ繰り越す連結欠損金	54				